

ID: 205

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	満3歳未満保育認定子どもに対する保育料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第7条
例 規 番 号	平成27年条例第12号

【根拠条文】

(保育料の減免)

第7条 市長は、満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等が災害その他やむを得ない理由により保育料を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

【基準】

根拠条文及び芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減額及び免除に関する規則第2条の規定による。

(減免要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、保育料を減免することができる。

- (1) 教育・保育給付認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)又は教育・保育給付認定子ども(同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。)の生計を維持する父母以外の者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)が、災害により現に居住している住宅について著しい損害を受けたとき。
- (2) 教育・保育給付認定保護者等が死亡したとき。
- (3) 教育・保育給付認定保護者等の所得が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、長期間の入院、失業等により著しく減少したとき。
- (4) その他やむを得ない事情により保育の提供がなされない場合であつて、市長が適当と認めたとき。

2 減免の基準及び額は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

適用号	減免基準	減免額
第1号	災害により現に居住している住宅に著しい損害を受けたとき。	保育料の100%の額
	ア 全焼、全壊、流出など住宅の修復が困難なとき。	
	イ 半焼、半壊、床上浸水など住宅を修復することにより居住が可能となるとき。	
第2号	教育・保育給付認定保護者等が死亡したとき。	保育料の50%の額
第3号	失業等により所得が著しく減少したとき。	保育料の50%の額
	ア 所得の減少割合が80%以上のとき。	
	イ 所得の減少割合が50%以上80%未満のとき。	
第4号	やむを得ない事情により保育の提供がなされない	保育料に保育の提供

条例適用申請に対する処分個票

	場合であって、市長が適当と認めたとき。	がなされない日数を 乗じ25で除して得た 額	
備考 1 所得の減少割合とは、次の算式により算出される割合をいう。この場合において、所得とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、譲渡所得及び一時所得は含まないものとする。 (保育料の算定の基礎となった年分の所得－減免を受けようとする期間の保育料の属する年分の見積所得)／保育料の算定の基礎となった年分の所得×100(%) 2 この表の規定により算出された減免額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り上げた額とする。			
標準処理期間		20日	
備考			
設 定 年 月 日		平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日 令和 5 年 4 月 1 日

ID: 395

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	保育所入所変更の諾否
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用に関する規則 第3条
例 規 番 号	平成27年規則第35号
【根拠条文】 (利用施設の変更) 第3条 保護者は、利用している施設を変更しようとするときは、利用施設変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	4月1日入所対象者分については、10月下旬から11月上旬に行う募集においては12月中に、12月初旬から1月中旬に行う募集においては2月中に審査、応答する。 その後、毎月10日までに受け付けたものを翌月1日の入所対象として審査するものについては、原則として10日締切り後20日以内に審査、応答する。 不承諾の通知をしたものについては、当該年度中において、翌月以降も審査対象者として入所が可能となるまで毎月継続審査する。
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 394

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	保育所入所の諾否																																																
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例 第4条																																																
例 規 番 号	昭和39年条例第21号																																																
【根拠条文】 (保育の実施) 第4条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)第1条の5各号に掲げる事由により保育を必要とする場合又は児童が法第24条第5項若しくは第6項の規定により保育所への入所の措置を受けた場合に行うものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市保育の実施に関する要綱 第3条、第5条及び第7条第4項による。 (保育の実施) 第3条 保育の実施は、その家庭が別表第1のいずれかに該当するときに行うものとする。 2 乳児の場合の保育の実施は、原則として生後3か月を経過後行うものとする。 (保育の実施の順位) 第5条 保育所の入所定員等の事情により、保育を要する児童の全部の保育の実施を行うことが困難なときは、保育を要する程度の高い者から順次保育の実施を行うものとする。この場合において、別表第1及び別表第2の区分に応じて算出した指数により選定するものとする。 (保育実施会議) 第7条 この要綱の目的を達成するため、保育実施会議を設置する。 4 保育実施会議は、この要綱の規定に基づき申込書類等により審査を行い、保育の実施を内定する。 別表第1(第2条関係) 入所基準表 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育の実施基準</th><th colspan="2">保護者の状況(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)</th><th>父</th><th>母</th></tr> <tr> <th>番号</th><th>類型</th><th>細目</th><th>適用</th><th>指数</th><th>指数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1</td><td rowspan="5">労働(就学)</td><td>7時間以上</td><td>週4日以上、1日7時間以上の就労(就学)</td><td>9</td><td>9</td></tr> <tr> <td>6時間以上</td><td>週4日以上、1日6時間以上7時間未満の就労(就学)</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr> <td>4時間以上</td><td>週4日以上、1日4時間以上6時間未満の就労(就学)</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr> <td>就労(就学)先確定</td><td>既に外勤等勤務(就学)が決まっているもの</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr> <td>就労(就学)先未確定</td><td>入所後就職先を探すもの</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr> <td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">出産等</td><td>出産</td><td>出産前2月又は出産後3月の内、必要な期間</td><td>-</td><td>9</td></tr> <tr> <td>疾病入院</td><td>概ね1月以上の入院</td><td>10</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>						保育の実施基準		保護者の状況(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)		父	母	番号	類型	細目	適用	指数	指数	1	労働(就学)	7時間以上	週4日以上、1日7時間以上の就労(就学)	9	9	6時間以上	週4日以上、1日6時間以上7時間未満の就労(就学)	7	7	4時間以上	週4日以上、1日4時間以上6時間未満の就労(就学)	6	6	就労(就学)先確定	既に外勤等勤務(就学)が決まっているもの	6	6	就労(就学)先未確定	入所後就職先を探すもの	4	4	2	出産等	出産	出産前2月又は出産後3月の内、必要な期間	-	9	疾病入院	概ね1月以上の入院	10	10
保育の実施基準		保護者の状況(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)		父	母																																												
番号	類型	細目	適用	指数	指数																																												
1	労働(就学)	7時間以上	週4日以上、1日7時間以上の就労(就学)	9	9																																												
		6時間以上	週4日以上、1日6時間以上7時間未満の就労(就学)	7	7																																												
		4時間以上	週4日以上、1日4時間以上6時間未満の就労(就学)	6	6																																												
		就労(就学)先確定	既に外勤等勤務(就学)が決まっているもの	6	6																																												
		就労(就学)先未確定	入所後就職先を探すもの	4	4																																												
2	出産等	出産	出産前2月又は出産後3月の内、必要な期間	-	9																																												
		疾病入院	概ね1月以上の入院	10	10																																												

条例適用申請に対する処分個票

	居宅療養	常時臥床	疾病のため概ね1月以上常時臥床	10	10
		長期療養	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの	8	8
		一般療養	医師が概ね1月以上加療(安静)を要すると診断したもの	6	6
		その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	3	3
	障がい	身体障害者手帳1、2級／療育手帳A／精神障害者保健福祉手帳1級		10	10
		身体障害者手帳3級／療育手帳B1／精神障害者保健福祉手帳2級		8	8
		身体障害者手帳4～6級／療育手帳B2／精神障害者保健福祉手帳3級		6	6
3	病人の看護等	入院付添	概ね1月以上親族の入院付添に当たっているもの	10	10
		看護	家族の長期居宅療養等介護に当たっているもの	6	6
		障がい児者介護	障がい児者の介護、通園、通院、通学等に当たっているもの	10	10
		寝たきり老人等介護	祖父母等、寝たきり老人等の介護に常時当たっているもの	10	10
4	家庭の災害	家庭の災害	火災、風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合	10	10
5	虐待・配偶者等からの暴力	虐待・配偶者等からの暴力	虐待や配偶者等からの暴力のおそれがある場合	10	10

備考

- 1 保護者のいずれか指数の低い方を当該世帯の指数とする。
- 2 指数はこの表によるほか、別表第2調整基準表に該当する世帯であるときは、その該当事項に対応する指数を合算する。

別表第2(第5条関係)

調整基準表

区分		適用	指数
世帯の状況	両親不在	両親の死亡、離別、行方不明	+5
	母子・父子家庭	母又は父の死亡、離別、行方不明等により母子・父子家庭に準ずるもの	+5
	海外赴任・海外留学・海外居住	海外赴任・海外留学・海外居住により1年以上保護者のいずれかが児童と別居予定又は別居した場合	+3
	親子別居	遠隔地(兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県及び三重県を除く。)の祖父母等に児童を預けているもの	+3
	育休退所	育児休業中につき退所しているもの	+4
	育休復職	育児休業終了により復職するもの	+5
	児童の障がい	障がいがあり集団生活が望ましいもの	+1

条例適用申請に対する処分個票

	兄弟入所	兄弟姉妹が既に入所しているもの		+4
	兄弟申請	兄弟姉妹が同時又は既に申請しているもの		+2
	生活保護世帯	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		+3
	同居の親族等	65才未満	祖父母等同居の親族その他の者が保育できると認められた場合	-1
	就労保育士等	保護者が市内の認可保育施設で保育士又は保育教諭として就労しているもの		+1
保育状況	認可外保育所等	保護者の就労や病気等により認可外保育施設等に週4日以上かつ1日4時間以上児童を預けているもの		+1
待機期間	3月未満	待機期間は市内の保育所の入所定員等の事情により入所できず待機している期間による(家庭の事情等により入所を保留している期間を除く。)		0
	3月以上6月未満			+1
	6月以上9月未満			+2
	9月以上12月未満			+3
	12月以上15月未満			+4
	15月以上			+5
備考				
1 育休退所の指数については、育児休業の対象となる児童が1歳に到達する年の年度末を超えて育児休業を取得し、退所となった当該児童の兄姉について適用し、当該児童についても適用する。				
2 入所を希望した保育所に入所が内定した後入所を辞退(2回以上の辞退に限る。)した者に係る待機期間の指数の適用については、この表の規定にかかわらず、指数を0(待機期間が3月未満の場合は-1)とする。				
3 児童の障がいの指数については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持している児童について適用する。				
標準処理期間		4月1日入所対象者分については、10月下旬から11月上旬に行う募集においては12月中に、12月初旬から1月中旬に行う募集においては2月中に審査、応答する。 その後、毎月10日までに受け付けたものを翌月1日の入所対象として審査するものについては、原則として10日締切り後20日以内に審査、応答する。 不承諾の通知をしたものについては、当該年度中において、翌月以降も審査対象者として入所が可能となるまで毎月継続審査する。		
備考				
設定年月日		平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 422

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	入園の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第11条		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (入園の許可) 第11条 入園は、選考の上、市長が決定する。 2 入園手続きをした1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもの人数が定員を超える場合については、次に掲げる方法により、選考を行う。 (1) 1号認定子ども 抽選 (2) 2号認定子ども及び3号認定子ども 利用調整(児童福祉法(昭和22年法律第164号)附則第73条第1項により読み替えられた児童福祉法第24条第3項に規定する調整をいう。) 【基準】 根拠条文及び芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例第4条の規定による。 (入園資格) 第4条 認定こども園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) その者の保護者が、法第20条第1項の認定を受けた者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 423

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 はいく課

処分の概要	延長保育の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第18条		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (延長保育の申請及び承認) 第18条 延長保育を希望する園児の保護者は、延長保育利用申込書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第15条の規定による。 (延長保育の対象) 第15条 延長保育の対象は、認定こども園を利用する2号認定子ども及び3号認定子どもで、保護者の就労、就学等により、保育時間の延長を必要とする者とする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 425

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	預かり保育の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第25条		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (預かり保育の申請及び承認) 第25条 預かり保育を希望する対象児の保護者は、預かり保育利用申込書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第22条の規定による。 (預かり保育の対象) 第22条 預かり保育の対象は、認定こども園を利用する1号認定子どもで、保護者が預かり保育を希望し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、1月当たり15日の利用を限度とする。 (1) 保護者の就労又は就学等により、家庭保育を受けることができない者 (2) 保護者の疾病、事故、出産、家族の看護若しくは介護又は園児の兄弟姉妹の授業参観若しくは懇談会に出席する等やむを得ない事由により、緊急又は一時的に家庭保育を受けることができない者 (3) その他園長が必要と認める者 2 前項の規定に関わらず、市内に居住している子どもで、次の各号のいずれかに該当する者は、芦屋市立西蔵こども園における預かり保育の対象とすることができる。ただし、第1号に該当する場合は概ね週3日、第2号に該当する場合は1月あたり12日の利用を限度とする。 (1) 保護者の就労、職業訓練、就学等により、家庭における保育が断続的に困難となる子ども (2) 保護者の傷病、災害又は事故、出産、看護又は介護等やむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭における保育が困難となる子ども			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 432

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	病児保育の事前登録		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第33条第1項		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (病児保育の事前登録等) 第33条 病児保育の利用に的確に対応するため、病児保育の利用を希望する保護者は、あらかじめ芦屋市病児・病後児保育事業利用登録申請書(様式第3号)により登録を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、保護者は緊急その他やむを得ない事由があるときは、口頭で利用登録を申請することができる。この場合において、保護者は速やかに所定の手続を行うものとする。 【基準】 根拠条文及び第29条の規定による。 (病児保育の対象) 第29条 病児保育の対象は、市内に居住し、又は市内の保育所等に在籍する生後6月から小学校6年生までの児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 当面症状の急変は認められないが、病気等の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童 (2) 病気等の回復期にあつて、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童 2 前項に規定する病気等とは、次に掲げるものをいう。 (1) 感冒、消化不良症(多症候性下痢)等児童が日常罹患する疾病 (2) 水痘、風しん等の伝染性疾患 (3) 喘息等の慢性疾患 (4) 骨折等の外傷性疾患			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 396

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	運営費助成金の交付決定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所運営費助成金交付規則 第5条		
例 規 番 号	昭和51年規則第43号		
【根拠条文】 (助成金の交付決定) 第5条 市長は、前条に規定する助成金の交付申請があつたときは、審査のうえ、施設長に対し交付決定の通知をする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 207-1

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	助産施設・母子生活支援施設入所費用及び措置入所者に対する保育料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	児童福祉法による助産施設・母子生活支援施設入所費用及び保育所等保育料徴収規則 第4条		
例 規 番 号	昭和45年規則第16号		
【根拠条文】 (徴収金の減免) 第4条 第2条の徴収金額については、前年度に比し最近の所得に著しい変動があるなど、市長が必要と認めたときは、これを減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考	【共通担当部署】 こども部 こども家庭室 ほいく課 こども福祉部 こども家庭室 こども政策課		
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日